

論文式試験問題集〔倒産法〕

[倒 産 法]

次の【事例】について、以下の設問に答えなさい。

なお、解答に当たっては、文中において特定されている日時にかかわらず、令和7年1月1日現在において施行されている法令に基づいて答えなさい。

【事例】

A社は、精密機械部品の製造・販売を業とする株式会社であるところ、近年、主力製品の受注が減少して経営状態が悪化し、令和5年10月頃には資金繰りに窮する状況に陥っていた。同年11月末日には主要取引銀行であるB銀行に対する借入金債務の弁済期が到来するため、A社は私的整理を行い、B銀行をはじめとする金融機関への返済計画を立案することとした。そこで、同月16日、借入れのある全ての金融債権者を対象として債権者会議を開催し、現状分析や返済計画などを盛り込んだ事業再生計画策定の方針や今後のスケジュール等についての説明を行うとともに、令和6年5月末日まで借入金元本の弁済の一時猶予を依頼した。同会議に参加した金融債権者からは様々な意見が出たものの、A社につき私的整理を進めること自体に異議はなく、一時猶予についても了解が得られた。令和6年5月には再度債権者会議が開催され、A社から事業再生計画案を立案中であるとの説明がされたため、借入金元本の弁済猶予期間が同年8月末日まで延長された。

その後、B銀行は、A社に事業再生計画案の提示が遅れている理由などを質問したが、その回答内容に不審な点があったため、調査を行った。その結果、A社に粉飾決算の疑いや不明瞭な資金流出があることが発覚した。そこで、B銀行は、A社に説明を求めたが、A社から粉飾決算や資金流出の具体的内容についての説明はされなかった。このような状況の下、令和6年8月に開催された債権者会議においても、A社からこれらの点について十分な説明がされなかったため、私的整理の協議は打ち切りとなり、同月末日に借入金元本の猶予後の弁済期限が到来した。それにもかかわらずA社は特段の対応を採ろうとしなかったため、B銀行は、同年11月1日、債権者として、裁判所にA社の破産手続開始の申立てをした。同申立てを受けた裁判所は、同年12月9日、A社の破産手続開始の決定をし、破産管財人としてXを選任した。

【設 問】 以下の1から3については、それぞれ独立したものとして解答しなさい。

- 1 B銀行は、A社に対して6000万円を貸し付けるに当たり（以下「本件貸付債権」という。）、A社の所有する土地建物（以下「本件土地建物」という。）に本件貸付債権を被担保債権とする抵当権の設定を受け、その旨の抵当権設定登記を備えていた（以下「本件抵当権」という。）。
B銀行は、本件貸付債権の回収に当たり、本件抵当権の実行として担保不動産競売手続開始の申立てを行うことを想定しており、A社の破産手続開始の時点では、本件土地建物の競売により本件貸付債権のうち4000万円を回収できると見込んでいた。なお、本件土地建物には、本件抵当権以外の担保権は設定されていなかった。
(1) A社の破産手続開始後、B銀行の上記担保不動産競売手続開始の申立てが認められるかについて説明しなさい。
(2) B銀行は、A社の破産手続において、本件貸付債権を破産債権として行使することができるか。破産債権の届出事項についても留意しつつ、説明しなさい。
- 2 破産手続開始時において、①C銀行がA社を被告として提起した貸金返還請求訴訟及び②D社がA社を被告として提起した売掛金支払請求訴訟が、それぞれ第一審裁判所に係属していた。その後、A社の破産手続での債権調査期日において、C銀行が届け出た貸付債権についてはX

が認めるとともに、届出をした他の破産債権者からの異議もなかったが、D社が届け出た売掛金債権についてはXが認めなかった。

以上の場合において、上記①及び②の各訴訟は、A社の破産手続との関係でどのような影響を受けるかについて説明しなさい。

- 3 破産手続開始の決定を受けたA社は、同決定に対抗して、再生手続開始の申立てをした。このとき、以下の①及び②のそれぞれにおけるA社の破産手続の帰すうについて説明しなさい。

- ① 再生手続開始の申立て後、裁判所によって同申立てについての決定がされるまで
- ② 裁判所によって再生手続開始の決定がされた後

論文式試験問題集〔租 税 法〕

[租 税 法]

A社は、不動産管理・仲介を業とする株式会社であり、暦年を事業年度としている。A社は、令和元年11月1日、甲マンションの1室（以下「甲1不動産」という。）を、個人Bから7000万円で購入し、引渡しを受けた。甲1不動産の時価は、8000万円程度であったところ、Bは、金策のために甲1不動産の売却を急いでおり、これまで付き合いがなかったA社から対価7000万円一括払いでの購入を提示されたので、これに同意したという事情があった。

個人Cは、会社役員として高額報酬を得ながら、余裕資金を活用して、中古マンションの1室単位で物件を購入して賃貸に供するという収益不動産への投資を行っており、A社に投資物件を紹介するよう依頼していた。A社は、令和元年12月1日、Cとの間で、甲1不動産を時価相当額である8000万円で譲渡する契約を締結した（なお、A社は、甲1不動産をBから購入した後、事業の用に供していなかった。）。当該契約に従い、Cは、同月20日、A社に対し、売買代金の一部として3000万円を支払い、残代金債権を被担保債権とする抵当権を甲1不動産に設定し、A社から甲1不動産の引渡しを受けた。Cは、令和2年1月以降、甲1不動産を個人Dに賃貸し、毎年480万円の賃料収入を得ていた。Cは、同年12月1日に、売買残代金5000万円の支払を完了し、甲1不動産の抵当権の抹消登記手続を了した。

また、Cは、令和2年6月30日、賃貸用に乙マンションの1室（以下「乙1不動産」という。）を時価相当額である4000万円で購入した。同年8月以降、乙1不動産には、継続的に賃借人が入居している。

Cは、令和2年末には、甲1不動産及び乙1不動産を含む4室の賃貸物件を所有するようになり、賃貸物件の管理の手間が増えたため、令和3年以降、これら全ての物件に係る管理業務の一切をA社に委託し、4物件分をまとめて年200万円の管理委託費を支払っていた。なお、各物件の賃料は、各物件の賃貸借契約に従って、賃借人から、Cの銀行口座に直接払い込まれていた。

Cは、成人して収入の無いCの子Eに不動産賃貸ビジネスを経験させるとともに、所得税額の軽減効果を得ようと考え、令和3年12月1日、Eとの間で、甲1不動産に関し、下記①及び②を内容とする契約（以下「本件契約」という。）を締結した。

① 令和4年1月1日から令和5年12月31日までの2年間（以下「本件契約期間」という。）、Cが承諾した第三者（Dを含む。）の居住の用に供するために、Cは、Eに対し、甲1不動産を無償で貸し渡す。

② Cは、Dの承諾を得て、本件契約期間中、Eに対し、甲1不動産に係るC・D間の賃貸借契約に基づく賃貸人の地位を移転する。

Cは、上記②に係るDの承諾を得た上で、Eと連名で、Dに対し、本件契約期間中の賃料払込先としてEの銀行口座を指定する旨を通知し、本件契約期間中、甲1不動産の賃料は、Eの銀行口座に払い込まれていた。なお、甲1不動産の管理委託費は、本件契約期間中も、従前どおり、他の物件の管理委託費と共に、CがA社に支払っていた。本件契約は、その約定どおり、令和5年12月31日に終了した。

令和6年1月、乙マンションの外壁に亀裂が見つかり、点検を行った結果、建物自体が劣化し、倒壊の危険があることが判明したため、乙マンションは、急きょ取り壊されることとなった。同年3月末までに入居者の退去が完了し、同年6月末には解体工事が完了した。Cは、区分所有者として解体費用300万円を負担することとなり、同年7月にその支払を完了した。区分所有者間では、乙マンションの解体後の跡地を売却するか、新たなマンションを建設するかについて協議が難航したが、最終的に、跡地を売却する旨の合意が令和7年1月に成立した。

以上の事案について、以下の設問に答えなさい。解答に当たっては、理由を付し、根拠条文があ

る場合はそれを明記しなさい。ただし、租税特別措置法の適用は考慮しないものとし、事案中の年月日にかかわらず、令和7年1月1日現在において施行されている法令に基づいて解答しなさい。

〔設問〕

- 1 A社が、甲1不動産をBから購入し、Cに譲渡したことは、A社の各事業年度の所得の金額の計算において、どのように取り扱われるか。
- 2 以下の各問に答えなさい。ただし、本件契約の有効性は争点とならないものとして解答すること。
 - (1) 所得の人的帰属に関する所得税法上の原則について論じなさい。
 - (2) Cは、令和4年及び令和5年分の確定申告において、甲1不動産からの賃料収入は自らに帰属しないものとして扱おうと考えている。上記(1)での解答を踏まえつつ、Cの立場に立って、このような扱いを正当化する主張を行いなさい。
 - (3) 上記(2)のCの主張に対して、所轄税務署長の立場から考えられる主張を行いなさい。
- 3 令和6年において、Cには、保有する全4室の賃貸物件について、総額1200万円の賃料収入があり、管理委託費や租税、減価償却費等の諸経費（ただし、下記(1)及び(2)に係るものを除く。）を控除した金額である400万円の所得があったものとする。このとき、以下の各問に答えなさい。
 - (1) Cが負担した解体費用300万円は、所得税法上どのように取り扱われるか。解答に際しては、近い将来、Cら区分所有者が乙マンションの跡地を売却した場合、譲渡所得上の譲渡費用に該当するかについても検討しなさい。
 - (2) 令和6年6月末に完了した乙マンションの取壊しは、Cの同年分の所得税の確定申告において、どのように取り扱われるか。ただし、Cが支払った乙1不動産の購入代金4000万円のうち、建物部分の対価は1000万円であったものとする。また、Cが乙1不動産を取得した日から取壊しの日までの期間に、所得税法第49条第1項の規定により必要経費に算入される乙1不動産の償却費の額の累積額は、150万円であったものとする。

（参照条文）所得税法施行令

（必要経費に算入される資産損失の金額）

第142条 次の各号に掲げる資産について生じた法第51条第1項、第3項又は第4項（資産損失の必要経費算入）に規定する損失の金額の計算の基礎となるその資産の価額は、当該各号に掲げる金額とする。

- 一 固定資産 当該損失の生じた日にその資産の譲渡があつたものとみなして法第38条第1項又は第2項（譲渡所得の金額の計算上控除する取得費）の規定を適用した場合にその資産の取得費とされる金額に相当する金額
- 二 山林 当該損失の生じた日までに支出したその山林の植林費、取得に要した費用、管理費その他その山林の育成に要した費用の額
- 三 繰延資産 その繰延資産の額からその償却費として法第50条（繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法）の規定により当該損失の生じた日の属する年分以前の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入される金額の累積額を控除した金額

論文式試験問題集〔経 済 法〕

[経 済 法]

甲製品（以下「甲」という。）は、公共交通の安全を確保するために用いられる、特殊な性能を備えた機器である。行政機関A（以下「A」という。）は、甲の唯一の需要者となっており、各地方公共団体で使用される甲の全量を一括して発注している。甲の開発には高度な技術と長期間にわたる研究が求められるため、令和5年度末まで、我が国においては、Y1とY2（以下「2社」という。）のみが甲を製造販売していた。

Aは、令和2年度までは、2社との随意契約の方法により甲を調達していた。2社は、Aが各社製の甲の性能や価格を比較した上で、甲の発注見込台数、供給予定地域について、2社間に差を設けているという認識を持っており、それぞれ甲の性能向上のための技術開発に力を入れるなど、競争関係にあった。また、2社は、いずれもAから自社への甲の発注台数を上回る甲の生産をするための十分な技術と体制を備えており、生産拡大は通常の事業活動の範囲内で常に可能な状態にあった。

Aは、甲の購入価格が高止まりしているとの指摘を受けて、令和3年度から甲の発注方法を指名競争入札に変更することとした。Aは、指名競争入札を実施するに当たり、甲が特殊な性能を備えた機器であることから、購入計画を支障なく遂行するために各社の生産及び納入の見通しを確認することが望ましいと考えていた。令和2年11月、Aは、2社それぞれに対して、令和3年度以降の甲の調達に指名競争入札が導入される予定であり、2社を入札参加可能業者に指名する見込みである旨を説明した。その上で、令和3年1月中旬、Aは、Y1に対し、令和3年度の甲の購入計画を口頭で説明し、Y1向けの甲の発注見込台数や供給予定先が記載された文書を配布する方法で情報を提示した。また、令和3年1月下旬、Aは、Y2に対し、令和3年度の甲の購入計画を口頭で説明し、Y2向けの甲の発注見込台数や供給予定先が記載された文書を配布する方法で情報を提示した。このような情報の提示（以下「情報提示」という。）を受けて、2社は、会合を開催し、互いに情報提示を受けた甲が重ならないことを確認した上で、令和3年3月、Aに対し、それぞれ情報提示を受けた甲の納入日、納入場所を記載した納入日程表を提出し、Aとの間で甲の納入を具体的に調整した。Aは、2社とのこのような納入調整（以下「納入調整」という。）により、令和3年度に発注が予定されていた甲の生産及び納入に支障がないと判断し、令和3年4月、2社を令和3年度の甲の指名競争入札における入札参加可能業者に選定した。

令和3年5月に開催された2社の会合において、Y1は、現在の高い利益率を維持する必要があり、また、情報提示を受けた甲についてはAが自社に発注する意向があると考えられるため、情報提示を受けた甲以外の入札には参加しない予定である旨の発言をした。Y2は、Y1が自社と同じ認識を持っていると考え、令和3年度に予定されている甲の指名競争入札においては、情報提示を受けた甲についてのみ入札に参加する見込みである旨の発言をした。

令和3年6月に行われた第一回の甲の指名競争入札は、AがY1に対して情報提示を行った甲の一部を対象とするものであった。Y1は、自社が情報提示を受けた甲の入札であると認識して第一回の入札に参加し、情報提示を受けなかったY2は第一回の甲の入札には参加しなかった。また、令和3年7月から順次行われた第二回以降の甲の指名競争入札においても、2社は、それぞれ自社が情報提示を受けた甲の入札のみに参加し、自社が情報提示を受けなかった甲の入札には参加しなかった。

その後、2社は、令和3年10月に開催された2社の会合において、令和4年度以降の甲の発注に関しても、その指名競争入札に先立ち、令和3年1月と同様の情報提示を受けられるようAに要請することを合意し、令和3年10月、個別にAを訪問し、その旨を要請した。Aは、2社からの要請に応じ、それ以降も毎年度末までに翌年度分の甲の発注に係る情報提示を行っていた。また、2社は、情報提示を受ける都度、会合を開催して情報提示の有無を確認し合うとともに、毎年度末までに翌年度分の甲の発注に関して、それぞれAとの間で納入調整を行った上で、令和4年度以降も自社が情報提示を受けた甲の入札のみに参加し、自社が情報提示を受けなかった甲の入札には参加していなかつ

た。

指名競争入札導入後の落札率（落札価格を予定価格で除したもの。以下同じ。）は、99.7パーセントを下回ることではなく、2社は、指名競争入札の方法により発注された全ての甲をいずれかが受注し、それぞれの受注額は、Aの総発注額のおおむね半分ずつであった。

Aは、甲の購入価格が依然として高止まりしており、指名競争入札が新規参入の障壁となっているとの指摘を受けて、令和5年9月上旬、令和6年度から甲の発注方法を一般競争入札に変更する方針を決定した。Aによるこの方針の決定を受けて、2社は、令和5年9月中旬、会合を開催し、甲の受注価格の低下を抑制し利益を確保するため、Aに対して、2社が協力して一般競争入札の導入に反対し情報提示の継続を要請することを決定した。令和5年10月上旬、2社は、個別にAを訪問し、一般競争入札の導入の中止と情報提示の継続を要請したところ、これらの要請はAから拒否された。

令和6年度の第一回の甲の一般競争入札には、遅れて甲の開発に成功したY3が参加した。一般競争入札の導入に伴い、Aによる情報提示が行われなくなったため、2社は会合を開催しないことにした。令和6年度に実施された甲の一般競争入札は、おおむねY1、Y2及びY3の3社の競札となり、落札率は65パーセントから80パーセントとなっている。

【設 問】

2社の行為について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律上の問題点を検討しなさい。なお、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律については論じる必要はない。

論文式試験問題集 [知的財産法]

[知的財産法]

ゲーム会社Xは、家庭用ゲーム機の制御方法に係る発明αについて、令和4年2月1日に特許出願し、令和6年4月1日に設定登録を受けた（以下、これによる権利を「本件特許権」という。）。

発明αの内容は、家庭用ゲーム機の制御方法であって、ゲームの進行状態を判定する手段によって、ゲームの進行が所定の状況にあると判定されたときに、当該家庭用ゲーム機に備えられた臭気発生装置が臭気を発生するように当該家庭用ゲーム機を制御するというものであった。また、発明αは、ゲームのユーザーに高度な臨場感を提供するためにゲーム機を制御するという課題を解決するものであった。

ゲーム会社Yは、本件特許権の設定登録後、本件特許権の存在を知らずに、日本国内で使用する家庭用ゲーム機Aを開発し、その販売を開始するとともに、日本国内に所在するサーバーからAにダウンロードして使用するゲームソフトBのオンライン販売をYのウェブサイト上で開始した。

Bは、ゲームの進行が所定の状況になった場合に、Aのコントローラーに備えられた臭気発生装置が臭気を発生するようにAを制御するプログラムを備えている。ユーザーが、AにダウンロードしたBをプレイ中に、ゲームの進行が所定の状況となり、Aのコントローラーに備えられた臭気発生装置から臭気が発生した場合、ユーザーは、発明αを実施したことになる。なお、ユーザーは、Aの設定を変更することで、Aの臭気発生装置の動作を停止させることが可能である。

YがBをオンライン販売していることを知ったXは、Yに対し、発明αの内容を記載した警告書を送付したが、Yは、Bの販売を停止しなかった。そのため、Xは、Yに対し、本件特許権の侵害を理由としてBの販売停止を求める訴訟（以下「本件訴訟」という。）を提起した。

以上の事実関係を前提として、以下の設問に答えなさい。なお、各設問はそれぞれ独立したものであり、相互に関係はないものとする。

[設問1]

Xは、本件訴訟において、どのような主張をすることが考えられるか。Yの考えられる反論とXの主張の妥当性についても論じなさい。

[設問2]

Yは、本件訴訟が提起された後、ゲーム会社Pが令和3年9月30日に特許出願し、その1年6か月後に出願公開された出願βに係る公開特許公報を発見した。出願βの願書に最初に添付された特許請求の範囲には、発明αの全ての発明特定事項が記載されていた。出願βについては、令和5年10月30日に受けた拒絶査定が確定していた。

Yは、本件訴訟において、どのような主張をすることが考えられるか。その主張の妥当性についても論じなさい。

論文式試験問題集〔労働法〕

[労働法]

次の事例を読んで、後記の「設問1」及び「設問2」に答えなさい。

【事例】

Xは、令和4年10月1日、飲食店の経営等を主たる業務とするY社との間で、労働時間を1日7時間、基本給を月額21万円、職務手当を月額5万円とする期間の定めのない労働契約（以下「本件労働契約」という。）を締結し、Y社の運営するレストランAにおいて、ホールスタッフとして勤務するようになった。Y社の就業規則（以下「本件就業規則」という。）には、労働時間を1日8時間、1週40時間、始業時刻を午前11時、終業時刻を午後10時、休憩時間を午後2時から午後5時までとする旨の定めのほか、賃金額については個別の契約によることとし、賃金の計算期間は毎月1日から末日までで、毎月10日に前月分の賃金を支払う旨の定めがあった。Y社では、Xの在職期間中、労働基準法第36条所定の労使協定は締結・届出されていたが、変形労働時間制やフレックスタイム制は採用されていなかった。なお、本件労働契約上の1日の労働時間が本件就業規則上の1日の労働時間よりも短いのは、本件労働契約上の1日の労働時間には、午前11時30分の営業開始前の準備のための時間及び午後9時30分の営業終了後の片付けのための時間が考慮されていなかったためであった。

レストランAは、営業時間が午前11時30分から午後2時まで及び午後5時30分から午後9時30分までであり、午後2時から午後5時30分までの間（以下「本件閉店時間帯」という。）については、客用の出入口に「準備中」の札が掲示され、当該出入口が施錠され、客が入店することはなかった。また、レストランAにおいて、店長であるBの作成するシフトに沿って、1日につき、ホールスタッフは5名、キッチンスタッフが3名勤務しており、食材等の納入は、主に本件閉店時間帯に行われていたが、その際の対応は、専らキッチンスタッフが行っていた。他方で、Bは、Xを含むホールスタッフに対し、本件閉店時間帯においても、電話があった際には、ホールスタッフのいずれかが必ず対応するよう指示しており、レストランAにおいては、毎日、本件閉店時間帯に5件程度、客からの予約、その確認又は変更等の電話を受けていた。

Xは、シフトに沿って、1週間当たり5日、本件就業規則所定の始業時刻及び終業時刻に沿って午前11時に出勤し、午後10時に退勤していた。

Xは、休憩時間とされていた午後2時から午後5時までの間については、店内で食事をし、スマートフォンで動画を見るなどして過ごしていたが、同一シフトで勤務するホールスタッフの中でXが唯一の正社員であったこともあって、レストランAから外出することはなく、電話があれば、直ちにこれに対応していた。Xの対応件数は他のホールスタッフと比べて多く、Bもこのことを認識していた。Xが客からの予約、その確認又は変更等の電話対応に要した時間は、1件当たりの平均で数分程度であった。

Xは、令和5年7月、Bに対し、レストランAのホールスタッフが休憩時間に外出できるような体制を確保するよう求めた。Bは、Xを含む正社員のホールスタッフと協議の上、同年8月1日以降、電話に対応する当番を決めることとし、Xが当番となる頻度は、5労働日当たり1回となった。他方で、Xは、同一シフトで勤務するホールスタッフの中でXが唯一の正社員であったこともあって、レストランAの固定電話への着信に当番の者が出なかった場合、その着信はXのスマートフォンに転送されることとなった。なお、実際にそのような転送がされ、Xがこれに対応したのは、Xの退職までに1回だけであった。

Xは、令和7年3月31日、Y社を退職した。

【設問1】

Xは、令和7年6月、勤務開始日である令和4年10月1日から退職日である令和7年3月31日までの間の各労働日につき、本件就業規則に定められた始業時刻である午前11時から終業時刻である午後10時まで稼働し、その間、休憩時間をとることができなかったため、本件労働契約上の労働時間である1日7時間を超えて労働したと主張して、各労働日について、1時間分の通常の労働時間に対する賃金及び3時間分の労働基準法第37条所定の割増賃金を請求する訴えを提起した。Xの請求は認められるか。検討すべき法律上の論点を挙げて論じなさい。ただし、上記の請求の対象となっている賃金につき、具体的な金額を示す必要はない。

〔設問2〕

前記【事例】の事実に加えて、Y社の本件就業規則において、「職務手当は各労働者の職務の難易に応じて支給し、労働基準法第37条所定の時間外割増賃金の支払を含むものとする。」との定めがあり、かつ、本件労働契約の締結に当たって作成された労働契約書において、基本給及び職務手当の金額が個別に記載され、職務手当につき、上記定めと同一の内容の説明が記載されていたが、支払の対象となる時間外労働の時間数の記載はなかったという事実が存在したとする。この事実関係の下において、Y社が、仮にXが請求する割増賃金が発生しているとしても、職務手当の支払によって弁済済みである旨主張した場合、このY社の主張は認められるか。検討すべき法律上の論点を挙げて論じなさい。

論文式試験問題集〔環 境 法〕

[環 境 法]

次の文章を読んで、後記の〔設問〕に答えなさい。

水質汚濁防止法（以下「水濁法」という。）の総量規制の区域外であるA県B町は古くから工業が盛んな地域であるが、同町内を流れるC川近くには、事業会社Dが設置する水濁法上の特定事業場であるメッキ工場Eがあった。工場Eは、同工場で使用した水を水濁法上の排水基準に適合するように同工場内に設置された浄化装置により浄化してC川に排出していた。

〔設問〕

- (1) 水濁法が排出水の排出規制の仕組みとして採用している総量規制について簡潔に説明し、排水基準による規制に加えて総量規制を採用した趣旨について論じなさい。
- (2) D社は、工場Eに隣接して、水濁法上の特定事業場であるメッキ工場Fの新設を計画している。C川に工場Fで使用した水の排出を開始するためD社が水濁法上採るべき手続について述べなさい。また、D社が前記手続上の義務を果たした場合において、D社の計画の内容では工場Fからの排出水が排水基準に適合しないと認められるとき、A県知事が水濁法上採り得る措置について述べなさい。
- (3) 設問(2)の過程が完了し、工場FからC川への排水が始まったが、C川流域の住民らは、独自にC川の水を採取するなどの調査を行った結果、工場Fからの排出水が排水基準に適合していない疑いがあるとして、その旨をA県知事に伝えた。この情報をもとに、A県が工場F付近でC川の水を採取し検査した結果、工場Fからの排出水が排水基準に適合していない疑いが強まった。A県知事はD社に対して、水濁法上、どのような措置を採ることができるか述べなさい。
- (4) 工場Fは、浄化装置の故障により、排水基準に適合していない排出水をC川に排出してしまった。その後、工場Fより下流の地点からC川の水を引き込んで川魚の養殖を営む養殖業者Gの養殖魚が全滅した。Gは、D社に対して、その損害の賠償を求めて訴訟を提起することを考えているが、どのような法的構成が考えられるか。住民らの生命・身体に害が及んだ場合に住民らが損害賠償請求訴訟を提起する場合と比較して論じなさい。

論文式試験問題集〔国際関係法（公法系）〕

[国際関係法（公法系）]

A国とB国は、外交関係に関するウィーン条約（以下「外交関係条約」という。）の当事国である。A国の人種差別禁止法では、人種差別の扇動を犯罪とし、人種差別を扇動した者には拘禁刑を科すこととしている。A国に派遣されていたB国の外交官Xは、退任してB国に帰国し、民間企業で勤務していたが、A国の当局は、Xが在任中にA国内で外交官として行ったスピーチが人種差別の扇動に当たるとして、人種差別禁止法に基づいてXを起訴した。Xが起訴されたとの知らせを聞いたB国の大統領は、「A国の当局がXを起訴することは外交関係条約違反である。」との声明を発表した。

C国とD国は、外交関係条約の当事国である。C国に派遣されていたD国の外交官Yは、C国内において違法な諜報活動を行った容疑でC国の警察官に逮捕された。これに対してD国政府は、C国の警察官によるYの逮捕は国際法違反であるとして抗議したが、C国の外務大臣は、「Yは以前からC国内において違法な諜報活動を行っていたため、Yを逮捕することは国際法上正当化される。」との声明を発表した。

E国は、国際連合（以下「国連」という。）の加盟国であり、また、国連とは別の国際機関であるPの加盟国でもある。E国政府は、国際機関Pにおいて採択された α 条約を批准しようと考え、E国憲法上、条約の締結のために必要となる国会の承認を求めることとした。 α 条約の締結についての国会審議において、E国の国会議員Zは、「 α 条約には意味が不明確な規定が含まれているので、批准する前に、当該規定の意味について国際司法裁判所の勧告的意見を要請するように国際機関Pに働きかけるべきではないか。」と質問した。

以上の事実を基に、以下の設問に答えなさい。

[設問]

1. B国の大統領が、A国の当局によるXの起訴は外交関係条約違反であるとの声明を発表した根拠として、国際法上どのような主張が考えられるかについて論じなさい。
2. Yの逮捕が国際法上正当化されるとのC国の外務大臣の声明に対して、D国は国際法上どのような反論が可能かについて論じなさい。
3. Zの質問にあるような国際司法裁判所の勧告的意見を国際機関Pが要請するためには、国際法上どのような条件が満たされていなければならないかについて論じなさい。

論文式試験問題集〔国際関係法（私法系）〕

〔国際関係法（私法系）〕

次の文章を読んで、後記の〔設問１〕から〔設問３〕までに答えなさい。

【事実１】

いずれも甲国籍であるＡ男とＢ女は、出生以来日本に居住していた。

ＡとＢは交際していたが、２００５年１月、Ａは、写真家となるためにＢを伴って乙国に渡航した。ＡとＢは２０１０年１月に乙国で適法に婚姻し、２０１２年３月にＡＢ間に子Ｃ（甲国及び乙国の重国籍）が生まれた。

Ａは、写真家として乙国を拠点に活動していたものの、乙国での写真家としての仕事が順調ではなかったため、２０１３年１月から日本を拠点として活動するようになった。それ以降、Ａは、１年のうち８か月は仕事で日本に滞在し、残りの４か月はＢとの婚姻生活を送るために乙国に滞在していた。これに対して、Ｂは、乙国へ渡航直後に乙国の大学に進学して卒業後、ダンサーとして乙国で公演及び指導活動を行っており、引き続き乙国に居住していた。

日本法人のＧ社に勤務するＤ女（日本国籍）は、Ｇ社乙国支店への転勤を命じられて、２年間の予定で２０１６年４月から乙国に居住していた。Ｄは、同年５月、乙国で開催されたパーティーに参加して、Ａ及びＢと知り合いになり、同年８月から、Ａが乙国に滞在している間にＡと不貞行為に及ぶ関係になった。

乙国での駐在期間が満了してＤが日本に帰国する直前の２０１８年３月、Ｂは、Ａの行動から、ＤがＡと不貞行為に及んでいるのではないかと疑念を抱いた。そこで、Ｂは、Ｄに対し、ＡとＤが不貞行為に及んでいるとの疑念があるので至急会って確認したい、場合によっては知人にも尋ねてみる、という内容を記載した電子メールを送信したところ、Ｄは、多忙を理由にＢの面会の申し入れを断った。その一方で、Ｄは、Ａとの関係を隠べいするため、Ａ及びＢの知人１０名（全員乙国に居住）に対し、Ａとの不貞行為をＢに疑われたがＢの妄想で事実ではない、実はＢは精神疾患で通院している、そもそもＡは女性関係が派手でだらしない、という内容を記載した電子メール（以下「本件メール」という。）を一斉送信した。Ｄは当初の予定どおり、その直後である同月末に日本に帰国した。

ＡとＢは、この件をきっかけに話し合い、婚姻関係を継続することとし、また、Ｂも活動拠点を日本に移すこととした。Ｂ及びＣは同年５月に日本に転居し、それ以来、Ａ、Ｂ及びＣは日本に居住している。

〔設問１〕

【事実１】を前提として、次の問いに答えなさい。

Ａは、Ａの女性関係が派手でだらしないという内容を記載した本件メールの送信によりＡの名誉権が侵害されたとしてＤに対して損害賠償を求める訴えを、Ｂは、精神疾患で通院しているという内容を記載した本件メールの送信によりＢのプライバシー権が侵害されたとしてＤに対して損害賠償を求める訴えを、それぞれ日本の裁判所に２０１８年７月に提起した。いずれの訴えについても、日本の裁判所の国際裁判管轄権は認められるものとする。

- (1) Ａの請求について、いずれの国の法によって判断されるべきかを論じなさい。
- (2) Ｂの請求について、いずれの国の法によって判断されるべきかを論じなさい。

【事実２】

ＡとＢは、一旦は婚姻関係を継続することにしたが、２０１９年９月、ＡとＤが再び不貞行為に及んでいることがＢに判明した。ＡはＢの下を去ってＤと同居するに至ったため、ＢはＡとの婚姻

関係の継続を諦め、両者は話し合いの結果、離婚することに合意した。

〔設問２〕

【事実１】及び【事実２】を前提として、次の問いに答えなさい。

甲国法にも日本法と同じく協議離婚制度がある。しかし、甲国法では、夫婦は、夫婦が居住している地の裁判所（夫婦が甲国外に居住しているときは、夫婦が居住している国に所在の甲国大使館）で離婚意思の確認を受けた後に、協議離婚の届出をしなければならないとされている。

２０１９年１０月、ＡとＢは、離婚意思の確認を事前に受けることなく、日本のＳ市で協議離婚の届出（以下「本件届出」という。）をした。

戸籍管掌者は、本件届出を受理した。戸籍管掌者が本件届出を受理すると判断した理由について、準拠法の決定過程を示しながら説明した上で、この判断の当否について論じなさい。なお、甲国法上必要である事前の離婚意思の確認以外の離婚の成立要件は、日本法及び甲国法のいずれについても、満たされているものとする。

【事実３】

２０１９年１０月、ＡとＢは、Ｃの親権者をＢと定めて離婚した。ＢとＣは現在まで引き続き日本に居住している。これに対して、ＡとＤは、２０２０年３月に甲国に転居し、それ以来、甲国に居住している。

離婚時には、Ｂの方がＡより収入が多かったことから、Ｃの養育費としてＡがＢに毎月３万円を支払う旨の合意がＡＢ間でなされ、ＡはＢに対して毎月３万円を送金していた。しかし、２０２５年１月、Ｂは右脚に大けがを負い、ダンサーとして公演を行うことができなくなり、収入が激減した。他方、その頃には、Ａが甲国で起業した会社が成功を収めて、Ａは、高額の収入を得ていた。

〔設問３〕

【事実１】から【事実３】までを前提として、次の問いに答えなさい。

Ｂは、２０２５年３月に日本の家庭裁判所に対し、Ａを相手方として、Ｃの養育費を相当額に増額することを求めて調停を申し立てたが、調停事件は不成立により終了し、審判に移行した。この審判事件について、日本の裁判所の国際裁判管轄権が認められるか否かについて論じなさい（調停事件の国際裁判管轄権について論じる必要はない。）。